

長野県地域産業活性化基金事業交付要綱第 22 項において「長野県中小企業振興センター理事長は、助成事業の完了により助成事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、交付した助成金の全部又は一部を長野県中小企業振興センターに納付させるものとする」と規定され、また、「助成事業者（支援機関枠対象事業者を除く）は、助成事業年度の終了後 5 年間収益の状況について、収益納付額報告書により長野県中小企業振興センター理事長に報告する」とも規定されている。

収益納付額報告書では、下記の計算式に基づき本年度納付額を算出している。

- (A) 助成金確定額
- (B) 助成事業に係る本年度収益額：総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額
- (C) 控除額：助成事業に係る全経費のうち、助成事業者が自己負担支出額の 5 分の 1
- (D) 本年度までの助成事業に係る支出額：本年度までに支出した助成金及び自己負担額
- (E) 基準納付額： $(B - C) \times A / D$ で計算される額
- (F) 前年度までの助成事業に係る中小企業振興センターへの累積納付額
- (G) 本年度納付額： $A > E + F$ ならば E、 $A \leq E + F$ ならば $A - F$

【監査の結果及び意見】

ア 地域産業活性化基金事業にかかる助成対象案件のモニタリングについて(意見)

当事業は、中小企業者等が行う地域資源を活かした新事業展開や新商品開発等の取り組みに対して助成を行う事業であり、平成 25 年度は 42 件、総額 89 百万円の助成を行っている。また、助成事業者に相当の収益が生じる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を中小企業振興センターに納付させる仕組みとなっている。

助成対象の案件について、事業化や製品化といった段階はクリアできていることは評価できる。しかしながら、収益納付額報告一覧表によれば、当事業が開始された平成 21 年度以降に助成対象となったすべての案件（133 事業、助成総額 318 百万円）について、収益納付が生じていない。

上記を言い換えれば、助成対象の案件のすべてにおいて、5 年以内に投資額の回収が行われていないことになる。

考えられる課題として、以下が挙げられる。

a 事業計画の精査及び事業の進捗状況のモニタリングが行われていない。

助成対象案件のすべてにおいて事業計画どおりに収益が確保できていないことになり、審査会による事業計画の精査機能が有効に機能していないおそれがある。また、中小企業振興センターとしては、事業化及び製品化を見届けることに終始し、その後の事業の進捗状況をモニタリングしていないため、何が原因なのか分析ができていない。

b 助成事業者から提出される収益情報の検証が不十分である。

助成事業者は助成事業の終了後 5 年間、毎年収益の状況について報告することになっている。しかしながら、収益額の定義が「総収入額から総収入を得るのに要した額を差し引いた額」とあいまいであり、どのようにも解釈できる。また、助成事業者の報告に対して中小企業振興センターとして検証する術がないため、全て助成事業者の自己申告に拠っている性善説に立った制度であり、報告により納付義務が発生する状況下において

積極的に報告しようとする誘因が働くとは言い難い。

c. 事業の目標が助成金交付件数となっている。

本来の当事業の目標は、付加価値額の増加にあるはずである。ところが、助成金交付件数を目標とした結果、助成を行うこと自体が目的化してしまっているおそれがある。本当に必要な事業に必要な助成が実施されているか疑問である。

上記課題の解決に向け対応すべき事項は以下のとおりである。

- ・助成事業者から提出された事業計画の合理性を検討し将来性がある事業なのかどうかを見極めるべきである。
- ・事業の実施状況を適切にモニタリングし、マーケティング支援等、中小企業振興センターとして支援可能なものについては他の事業と並行して実施すべきである。
- ・何が助成対象事業の成果となるのか、助成対象事業者と収益額の定義を事前に確認すべきである。
- ・事業計画上も収益額を明確にし、実績との比較を行うことで上記モニタリング、支援に的確につながられるよう改善すべきである。
- ・事業の目標は助成件数ではなく、助成した事業が当初の期待どおりの成果があげられているかどうか、ひいては、付加価値の増加に繋がったかどうかにあるはずである。その意味においては、例えば、当初の事業計画を上回って推移した事業件数、収益納付件数等を目標値として定めることも検討すべきである。

(3) 中小企業振興センター全体に対する監査の結果及び意見

① 中小企業振興センターの人員体制について(意見)

海外駐在員を除くと常勤職員は18名であり、職員全体の3割弱という体制である。中小企業振興センターの主要事業である、販路開拓支援、マッチング支援、経営支援といった各事業の主要な担い手は、「推進員」、「コーディネーター」と呼ばれる人材(以下「推進員等」という)である。なお、推進員等は、契約職員であるため1年ごとの任期付契約(更新は可能)となっている。特に、緊急雇用創出基金事業を財源とする事業に関しては、任期が1年で再任を行うことができず、また、1か月の勤務日数に制限があるとともに、報酬に関しては取引成約額と連動した形にはなっていない。さらに、人材の採用に関しても、民間企業の定年退職者を主な募集対象とし、ハローワークや公募を中心とする方法によっている。なお、平成26年度からは雇用基金事業が終了し県の一般財源により運用している。

また、「長野県出資等外郭団体改革基本方針」(平成25年改訂版)において、中小企業振興センターは、「成長分野企業への技術提案力を伴った販路開拓、更なるグローバル市場に向けた販路拡大などの課題も生じているため、一層の体制強化が必要となっている」とされる一方で、「経済動向や国・県の施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しい」とされたため、新規採用抑制を図ってきた。

事業の主要な担い手である推進員等が任期付契約ということもあり、有効な事業運営という点に関しては不安が残る側面も否めない。また、現状の報酬体系がモチベーション向

上に資するかどうかは検討の余地がある。さらに、受発注開拓、海外展開支援といった高度かつ難易度の高い業務に従事することを考慮に入れた場合、幅広い人材採用方法を検討していく必要がある。

また、平成 20 年度のプロパー職員の 1 名採用（平成 23 年度退職）を除き、10 数年間にわたりプロパー職員の追加採用が行われていない。こうした状況を背景に、個々人のレベルにおける経験・ノウハウ等の蓄積はされてきたものの、経験の長いプロパー職員に業務が集中する状況にある。さらに、今後プロパー職員の退職等により組織としての経験・ノウハウ等の逸失が懸念され、中小企業に対する継続的な実効性のある支援を実施するための体制の維持が困難となるおそれもある。

推進員等による受発注開拓は、「マッチング支援」の根幹をなす重要な事業であり、継続的な事業運営を担保する必要がある。そのためにも、組織として長期的にノウハウを維持する体制が必要不可欠となる。

例えば、推進員等をプロパー採用し若年化を図るとともに、長期的な目線で内部育成やノウハウの伝承を行っていくことも必要である。また、人材採用方法についても、受発注開拓、展示会への出展、経営支援等を通じて得た情報等を活用し、有効な事業運営にとってより最適な人材を積極的に採用していくことが望まれる。

② 推進員の連携体制について(意見)

中小企業振興センターにおいては、受発注取引推進のため、県内 5 か所（上田、諏訪、伊那、松本、長野）に各 1 名ずつ受発注取引推進員を配置するとともに、大きな商談が期待できる大都市圏からの発注案件の獲得を目指し、東京、大阪、名古屋に各 1 名ずつ発注開拓推進員を配置している。受発注取引推進は専門性が高い業務であるが、大手民間企業において資材購買や生産管理といった業務の経験者を採用することで、あっせん・紹介等の件数獲得や発注企業の開拓に一定の成果をあげている。

しかしながら、地理的に遠隔であることや月 15 日程度と勤務日数に制限があることから、受発注取引推進員や発注開拓推進員が一堂に会して情報交換を行う全体会議は年 3 回程度と少ない。このため、「企業情報」や「推進員の推進員のスケジュール管理」はWEBデータベース、WEBシステムで文書レベルで共有化を図っているのが現状である。

受発注取引推進は、極めて専門性が高い業務であるとともに、企業の関心事、技術、設備に関する最新動向等、常に鮮度の高い情報の収集が必要であり、常時、企業と接する機会のある各受発注取引推進員や発注開拓推進員間の連携が課題となる。

各受発注取引推進員や発注開拓推進員間の連携を一層促進し、実効性をより向上させるためにも、定期的に直接情報や意見交換を行う場や、ICT等情報機器を利用してより適時に情報共有できる機会を設けることが必要である。

③ 中小企業振興センターの運営財源について(意見)

中小企業振興センターにおける平成 25 年度歳入予算は、総額約 7 億円であり、その財源は、県・国からの補助金・委託料が 8 割を占め、また基金による運用益を含めると 9 割以上について使途が特定されており、自主財源として利用可能なものは 7 百万円程度に過ぎない。また、自主財源により支出しているものの中には県からの派遣職員の手当が含まれている。これは、同センターが支給する特別調整額、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、勤勉手当について、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」により、県が支給することができないことによる。平成 26 年 8 月 1 日現在の県派遣職員は、総勢 5 名（内 1 名は上海駐在員として研修派遣）存在し、平成 25 年度の当該手当負担額は 4.5 百万円となっている。福利厚生費を合わせれば 8.7 百万円が県からの派遣職員に対する諸手当負担額となっており、単年度の自主財源でこれらを賄うことが出来ない状況にある。また、『長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（平成 25 年改訂版）』によれば、「プロパー職員を増減することは難しく、その場合には（中略）県商工関係職員を派遣して必要な職員を確保することが最も適当」と、引き続き県の関与を継続させる方向である。

企業のニーズを的確に捉え、機動性や独自色のある政策を打ち出し、産業振興戦略プランを着実に実現していくためには、一定の自主財源確保が必要となるが、現状の仕組みでは自主財源の十分な確保は困難な状況にある。

中小企業振興センターの運営費を賄う自主財源の確保のためには、外部からの収入を増加させるか、支出を減少させるかのいずれかが必要となる。

対応策としては、企業等から取引成立などの成果に応じた追加の分担金ないし負担金を収受し新たな財源とすることも考えられる。例えば、受発注取引の推進であれば、単にあっせん・紹介に終始するのではなく、取引成立のための様々な障害（単価が折り合わない、技術的条件が適合しない等）を取り除くためのコンサルティング機能を発揮する等付加価値の提供に努めることでコスト見合いの報酬を受領するといった取組などが考えられる。

また、県の中小企業振興施策の主要な実施主体として期待されているのであれば、組織の在り方、人材や運営財源の確保、実施する事業の内容等について今後検討していく必要がある。

イメージ図



④ 事業評価方法について(意見)

中小企業振興センターにおいては、マーケティング支援事業、新事業創出・経営革新等支援事業を2大事業として様々な事業が展開されている。事業ごとに目標値が定められているが、以下に示すとおり、活動指標（いわゆるアウトプット指標）が目標値として設定されている。

(目標値の事例)

・マーケティング支援事業

事業名	目標値
受発注取引支援事業	企業訪問数 取引あっせん紹介件数
食品新市場展開推進事業	商談件数
成長市場分野展開推進事業	商談件数
中小企業グローバル展開推進事業	商談件数

・新事業創出・経営革新等事業

事業名	目標値
専門家派遣事業	専門家派遣件数
地域産業活性化基金事業	助成金交付件数

過年度より実績値が目標値を大幅に上回っている事業が多いが、目標値の設定がほとんど見直されていないため、目標設定水準については適切な負荷がかけられたものであるのか疑問である。

また、これらの目標を達成することが、県内中小企業の発展ひいては中小企業振興センターの目的とする長野県経済の活性化と雇用創出にどのように繋がっているのかが見えづらい。

マーケティング支援事業であれば、例えば、実際の取引成約件数や成約金額等、新事業創出・経営革新等事業であれば、例えば、専門家を派遣したことによる課題解決件数や満足度調査結果、助成したことによる新商品開発等に伴う経済効果等、目標値を成果目標値（いわゆるアウトカム指標）として設定することを検討すべきである。

また、目標値は過去の実績に基づき設定しているが、每期見直しを行い、目標管理に資するよう設定すべきである。

⑤ 企業からの意見募集について(意見)

中小企業振興センターの目的とする県内中小企業者の経営革新及び経営基盤の強化並びに創業を総合的に支援する事業が、これらの目的に適合しているかどうかの視点が不可欠となる。言い換えれば、実施している事業が中小企業のニーズ(同センターに対する期待)に適合しているかどうかという観点が重要となる。

現状では企業ニーズは、推進員等による日々の経営相談、展示会出展企業に対するアンケート調査により捕捉されているとの説明であるが、ニーズの汲み上げ対象としては範囲が限定されている。

企業を取り巻く経営環境が著しく変化する状況下においては、当然、企業ニーズも刻一刻と変化していることから、中小企業振興センターによる事業展開がニーズと乖離するリスクがある。

中小企業振興センターの支援対象となる県内の中小企業に対してアンケート調査を行う等、より広くニーズを汲み上げ、事業展開に活かす取り組みを検討すべきである。

Ⅲ. ものづくり振興課

1. 概要

前掲のとおり、県では産業振興戦略プランにおいて、「成長期待分野」、「有望市場」への展開を進め、目指すべき方向として掲げられている「未来を拓く次世代産業の創出」を実現するためには、現在の【情報・電子・電気】など特定の分野に特化した産業構造（富士山型）から、【健康・医療】、【環境・エネルギー】、【次世代交通】を中心に様々な分野が高いレベルで存在する産業構造（「八ヶ岳型」）への変換が必要としている。そのための基本戦略の一つとして、「成長産業創出戦略」を掲げ、提案型・研究開発型企业と下請型・受託加工型企业に対して、次のような取り組みを重点プロジェクトとして進めていくこととしている。

<p>提案型・研究開発型企业</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際レベルの産学官連携への参画を促し、国内外の成長期待分野の製品開発ニーズの把握や、先端的な技術シーズの導入を支援し、成長期待分野への展開の促進を図る。また、個々の具体的なニーズ・シーズのマッチングに効果的に対応できるようにするため、国内外の研究機関・産業支援機関との連携に積極的に取り組む。 大学等有するナノテク材料等の素材研究シーズの応用開発・事業化を支援していく。 <p style="text-align: center;">↓ 重点プロジェクト</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">「国際的産学官連携による次世代リーディング産業の創出支援」</p>
<p>下請型・受託加工型企业</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次世代産業分野の研究開発テーマの選定、研究開発計画の策定等に必要な技術シーズを提供する研究会や共同研究への参画を促していく。 大学等の研究シーズを中小企業が活用しやすいように翻訳して、高付加価値化を支援していく。 <p style="text-align: center;">↓ 重点プロジェクト</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">「研究開発型企业への転換」</p>

上記重点プロジェクトについては、ものづくり振興課が主体となり、具体的には「(公財)長野県テクノ財団」、「工業技術総合センター（以下「工技センター」という）」を通じて実施していくことになる。

各プロジェクトの内容は下記のとおりである。

(1) 国際的産学官連携による次世代リーディング産業の創出支援

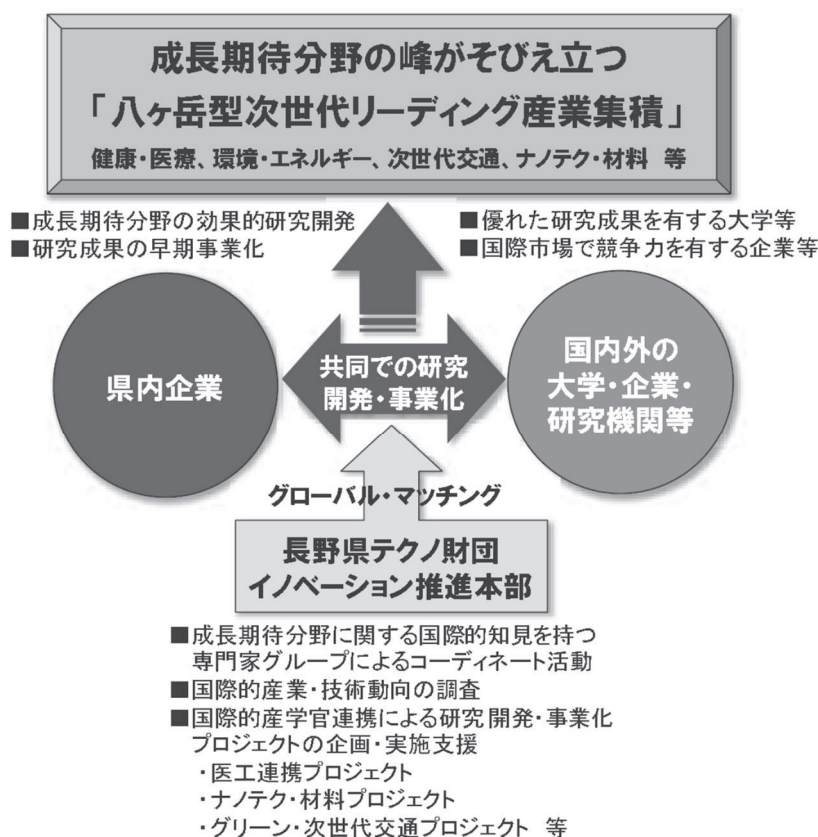
本プロジェクトでは、「成長期待分野において国際競争力の高い新技術・新製品を次々と研究開発・事業化し続け長野県産業を牽引していく」次世代リーディング産業の創出を支援し、その集積形成を目指すために、主に以下の3つの取り組みを進めることとされている。

<国際的産学官連携支援体制の構築>

～国際的産学官連携支援体制強化のためイノベーション推進本部を設置～

- 国際競争力の高い新技術・新製品の開発・事業化のためには、優れた研究成果を有する大学や国際市場で競争力を有する企業等とのグローバルな連携が必要である。そこで、成長期待分野に係る国際的産学官連携支援体制を強化するため長野県テクノ財団に「イノベーション推進本部」が創設された。
- 当該本部には、成長期待分野に係る国際的知見をもつ専門家グループを配置し、県内企業と国内外の大学・企業・研究機関等とのグローバルなマッチングを行い、成長期待分野の効果的な研究開発や成果の早期事業化を実現させることにより、次世代リーディング産業の創出を目指す。

国際的産学官連携支援体制は、次のようなイメージ図で示されている。



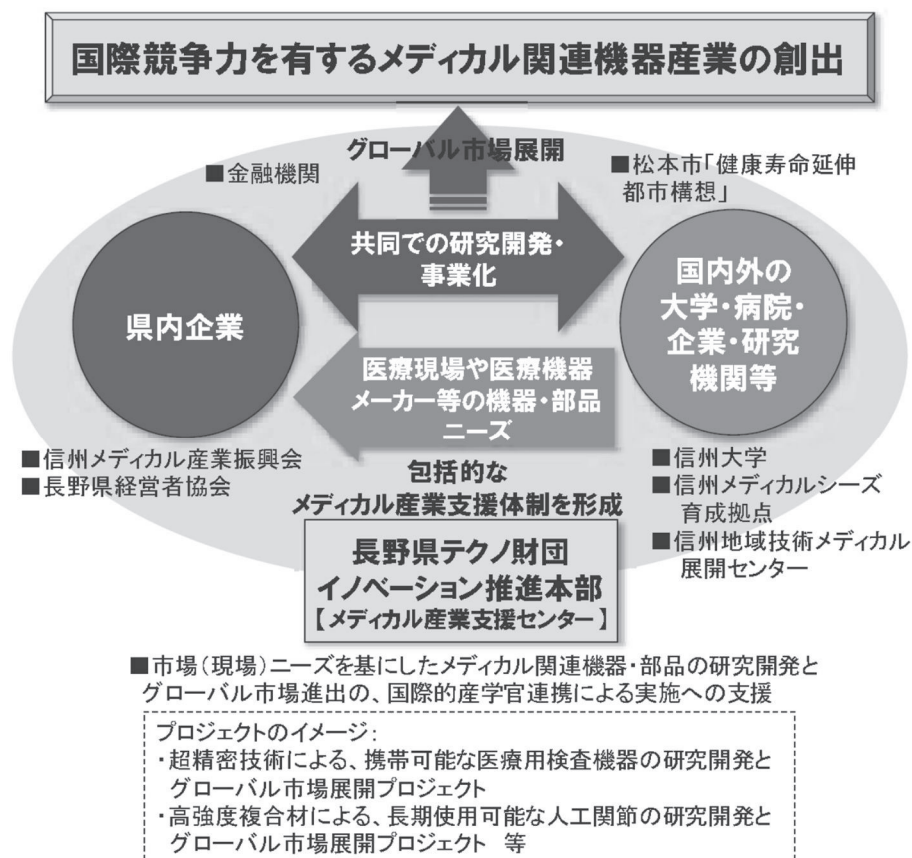
<国際的医工連携プロジェクト>

～市場ニーズ志向型産学官連携によるメディカル関連機器への重点的取り組み～

- イノベーション推進本部における第1の主要プロジェクトとして、健康・医療関連の市場（現場）ニーズを基にしたメディカル関連機器及び関連部品等の研究開発及びグローバル市場展開を、国際的産学官連携により実現するための支援活動を行う。
- 具体的には、次の事業を行う。
 - 県及び長野県テクノ財団では、県内産学官金で提案し平成 23 年 8 月に文部科学省から採択された国庫補助制度「地域イノベーション戦略支援プログラム」（平成 23 年度～平成 27 年度）より、イノベーション推進本部に「メディカル産業支援センター」を設置し、専任コーディネーターを配置する。
 - 同センターは、長野県経営者協会、信州大学、「健康寿命延伸都市構想」を掲げる松

本市、金融機関、信州メディカル産業振興会、信州メディカルシーズ育成拠点、信州地域技術メディカル展開センター等との包括的なメディカル産業支援体制を形成し、医療現場や医療機器メーカーの機器・部品ニーズと県内企業の技術シーズとのマッチングや、それに基づくメディカル関連機器・関連部品等の産学官連携研究開発を支援するとともに、製品のグローバルな市場展開を支援する。

- 以上により、地域の産学官金が一体となって、国等の各種支援策も効果的に活用し、国際競争力を有するメディカル関連機器産業の創出を目指す。



<国際的ナノテク・材料プロジェクト>

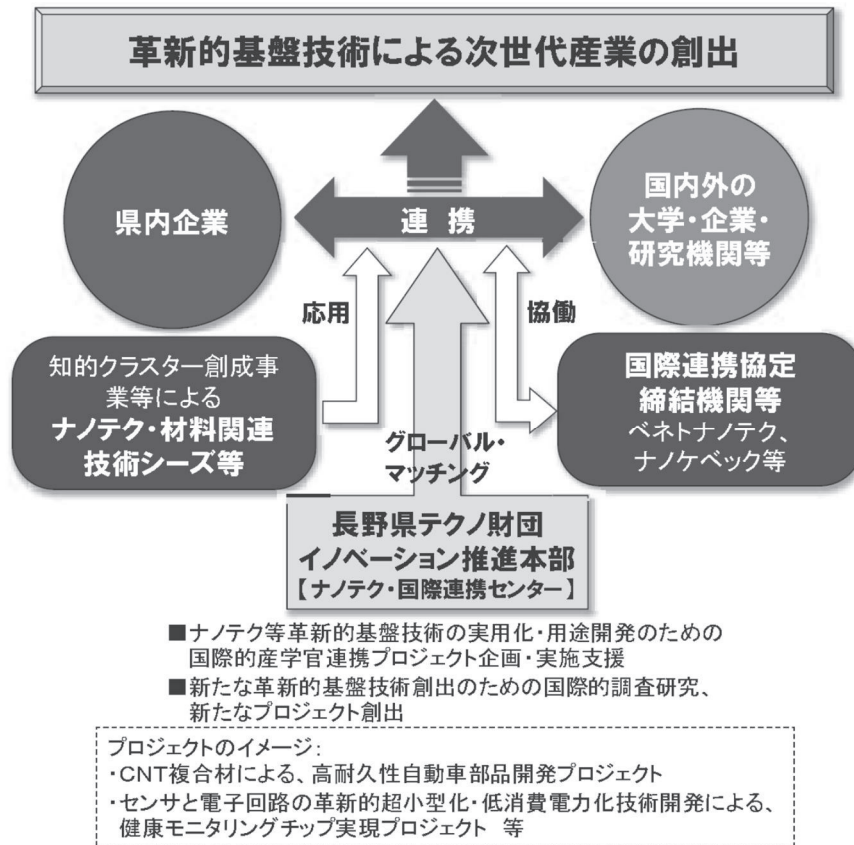
～ナノテク²⁸・材料など革新的基盤技術による次世代産業の創出と国際連携協定締結機関との協働～

- イノベーション推進本部における第2の主要プロジェクトとして、知的クラスター²⁹創成事業や地域卓越研究者戦略的結集プログラムによるナノテク・材料関連などの革新的技術シーズを基に、ベネトナノテクやナノケバック等の国際連携協定締結機関とも協働しつつ、実用化や用途開発を国際的産学官連携により実施するための支援活動を行う。
- このための体制として、イノベーション推進本部に「ナノテク・国際連携センター」を設置する。

²⁸ ナノテクとは、物質をナノメートル（nm、1 nm = 10⁻⁹m）の領域すなわち原子や分子のスケールにおいて、自在に制御する技術のことをいう。

²⁹ 知的クラスターとは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムをいう。

同センターでは、次世代産業の創出に繋がるような新たな革新的基盤技術の創出のための国際的調査研究にも取り組み、新たな国際的産学官連携プロジェクトの創出に繋げていく。



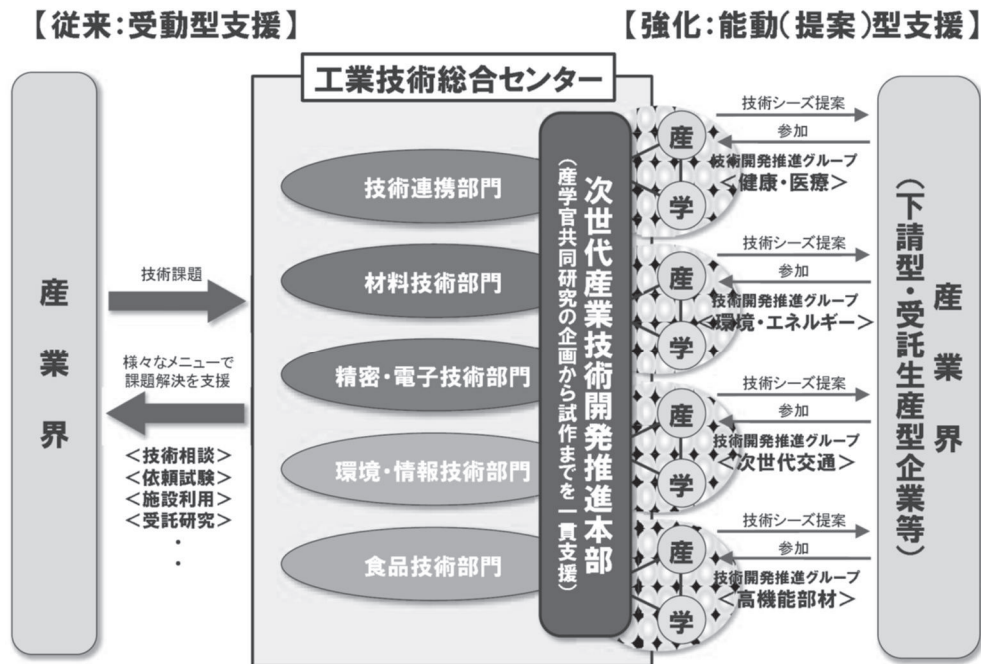
(2) 研究開発型企业への転換支援

本プロジェクトでは、下請型・受託加工型企业の提案型・研究開発型への転換と成長期待分野への展開を支援する。

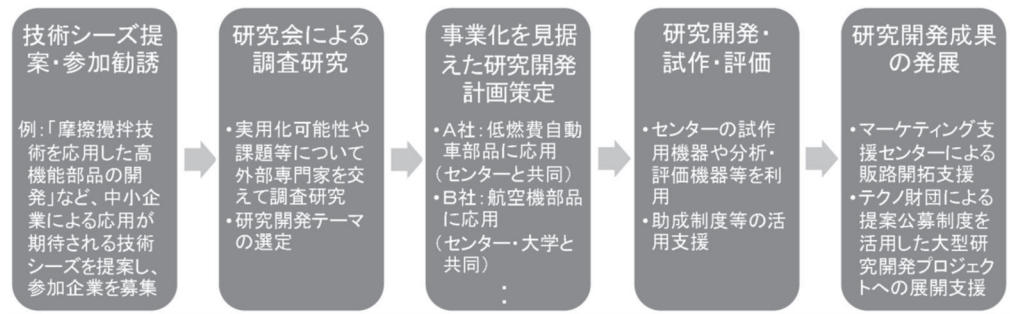
<工技センターに「次世代産業技術開発推進本部」を創設>

～「技術の診療所」としての「受託型支援」機能に加え、「能動（提案）型支援」機能を大幅強化～

- これまで研究開発に取り組んだ経験の少ない中小製造事業者が新たに研究開発に取り組もうとしても、資金面の課題はもちろんのこと、「人材が不足」（自社だけでは研究開発が困難）、「市場動向等の情報が不足」（自社の技術の活用範囲が不明確）、などの課題がある。
- そこで、それらの課題の解決を図り、成長期待分野での提案型・研究開発型への業態転換を支援するため、「技術の診療所」として県内下請型・受託加工型企业とも多くの接点を持つ工技センターに「次世代産業技術開発推進本部」を創設し、同センターの総合的な技術力を活かし、成長期待分野に特化して、中小製造事業者の技術・製品開発テーマ選定のための技術シーズの提案から、研究開発計画の策定・実施化、試作までを一貫して支援する体制を整備する。
- これにより工技センターは、従来からの「技術の診療所」としての依頼試験や施設利用等による分析・計測・評価を基本とする「受動型支援」機能に加え、中小製造業を先導していく「能動（提案）型支援」機能を大幅に強化する。



図表V-2-3 次世代産業技術開発推進本部による支援のステップ

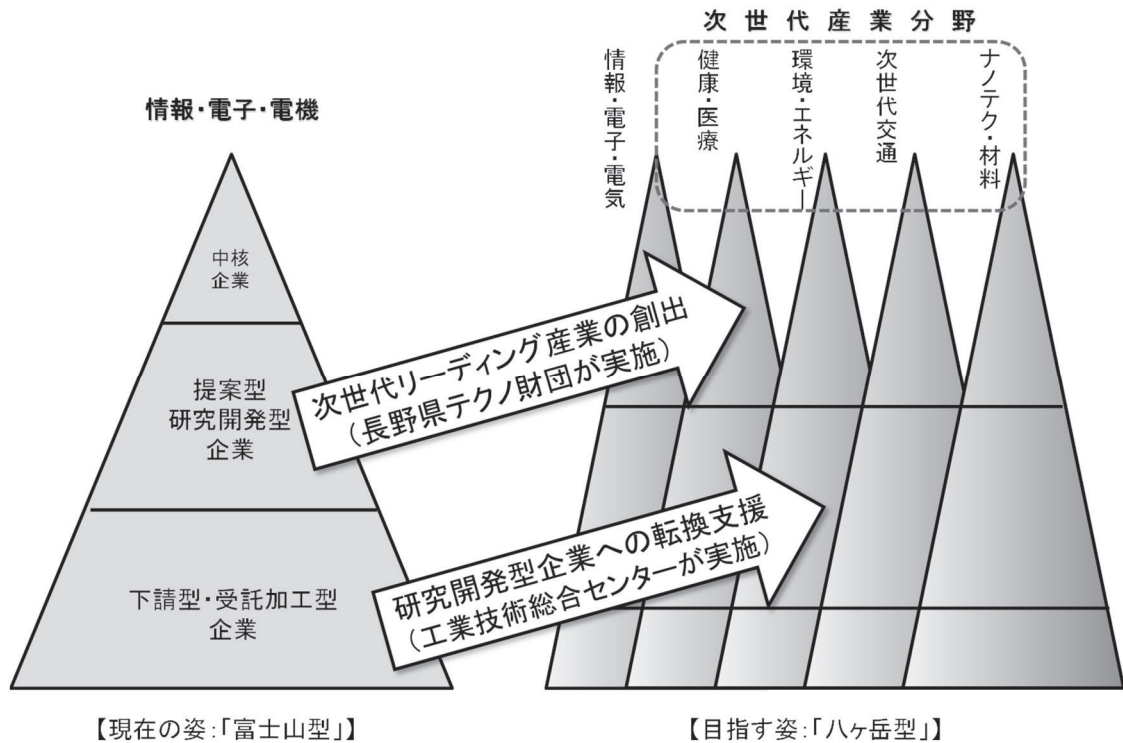


<工技センター設備の拡充強化>

～「受動型支援」機能・「能動(提案)型支援」機能の両面からの機器整備～

- 工技センターが、「技術の診療所」としての分析・計測・評価を基本とする「受動型支援」機能に加え、中小製造業を先導していく「能動(提案)型支援」機能を大幅に強化するため、同センターの技術支援における重要なツールである設備も、その両面の支援機能の強化につながるよう計画的に拡充強化していく。
- 具体的には、技術相談や企業訪問等で把握した市場・企業ニーズや成長期待分野の国際的技術動向を反映させた、国際規格等に対応した高度測定分析機器を整備するとともに、提案型・研究開発型企业への業態転換支援の際に必要な試作開発支援機器についても整備を進め、長野県の中核的技術支援拠点としての機能の拡充強化を図る。

以上のように、提案型・研究開発型企业に対する「次世代リーディング産業の創出」は長野県テクノ財団が主体となり、下請型・受託開発型企业の「研究開発型企业への転換」は工技センターが主体となり、実施していくこととなる。



(なお、工技センターにおいても「提案型・研究開発型企业」を支援しているが、説明の便宜上、上表のように表現している。)

(3) 県の事業との関連

県は、長野県テクノ財団に対して以下の事業を通じて、その活動を支援している。

(単位:千円)

事業名	実施方法	事業実績	決算額
産学官連携推進事業	補助金	長野県テクノ財団本部及び地域センターの事務局体制を整備するため、コーディネーター等13名の人件費を補助。	21,637
次世代リーディング産業創出支援事業	補助金	長野県テクノ財団の「イノベーション推進本部」が実施する国際的産学官連携による成長分野(「健康・医療」、「ナノテク・材料」)に係る研究開発・事業化プロジェクトの企画・実施	19,389
中小企業技術開発促進事業	補助金	長野県テクノ財団が行う新技術・新商品の事業化を促進するための産学官連携による研究開発事業に補助(3件)	4,000
計			45,026

また、工技センターは県の現地機関であり、県の予算として以下の運営費用及び設備拡充費用が計上されている。

(単位:千円)

事業名	実施方法	事業実績	決算額
「工業技術総合センター(運営事業)」	直接	工技センターの運営費用(物件費等、委託料、使用料及び賃借料)。 人件費は含まない。	288,823
「工業技術総合センター設備拡充強化事業」	直接	高機能かつ高精度な測定・分析や試作開発を支援する機器を整備。 検査機器等 3 機種の整備 開発機器等 15 機種の整備	630,141

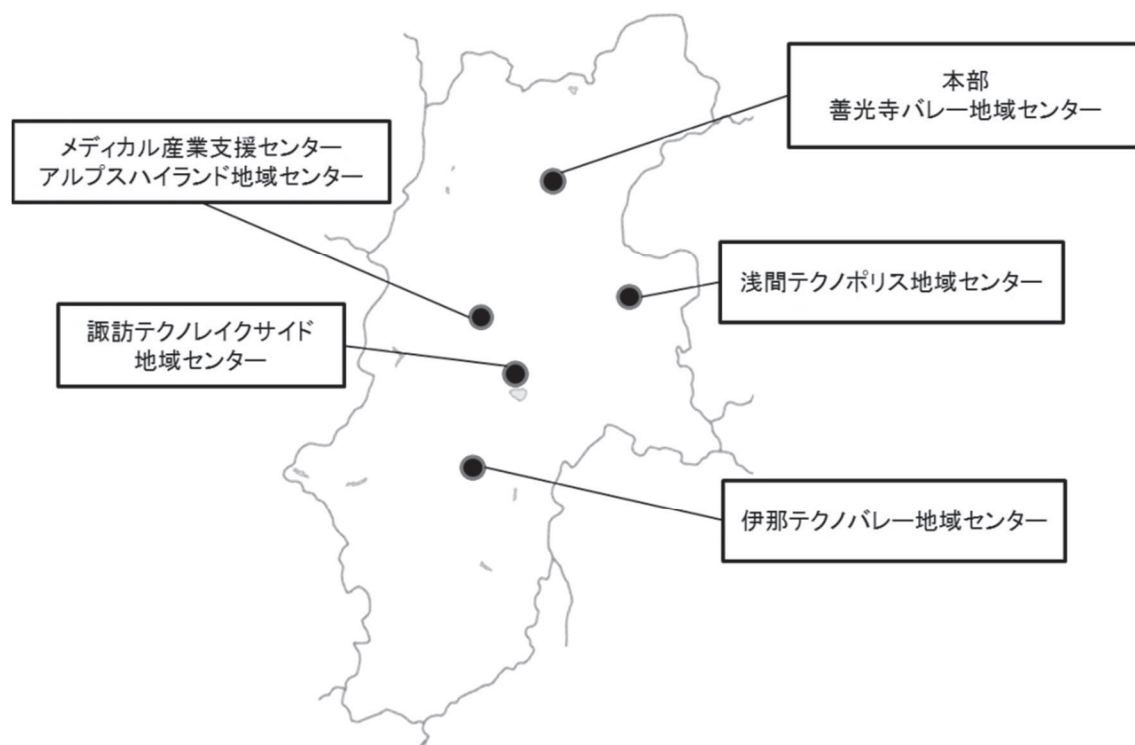
2. (公財) 長野県テクノ財団

(1) 概要

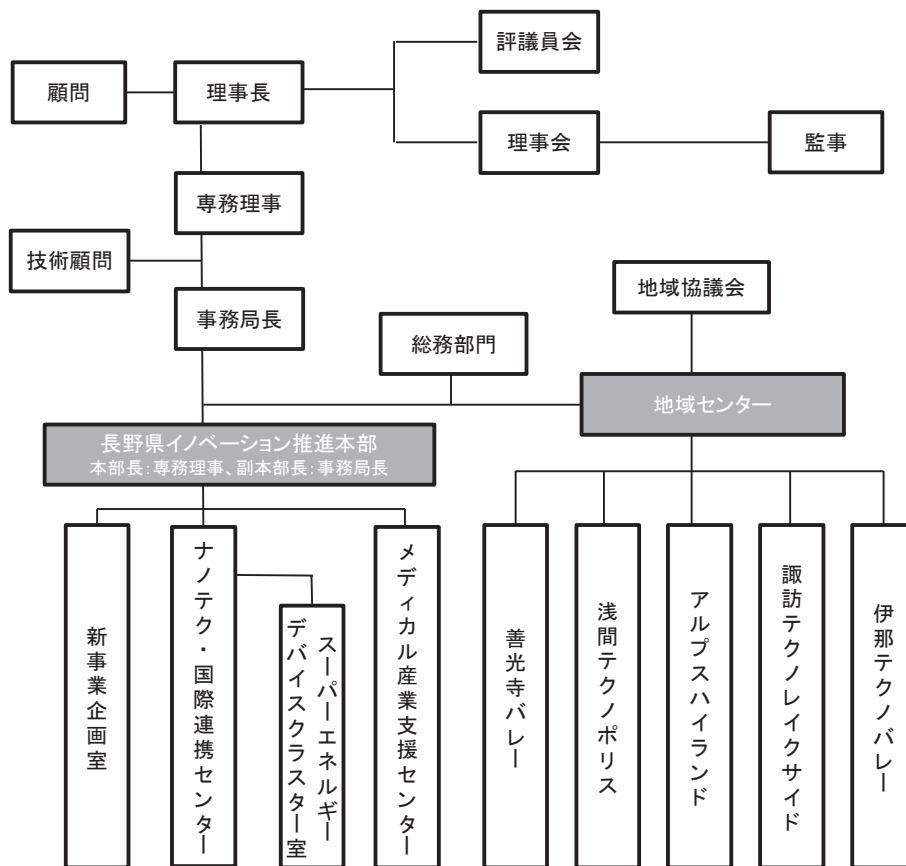
① テクノ財団の役割

公益財団法人長野県テクノ財団（以下「テクノ財団」という）は、平成13年に財団法人長野県テクノハイランド開発機構（昭和61年10月設立）と財団法人浅間テクノポリス開発機構（昭和60年10月設立）の2つの財団を母体に、研究開発事業を核として産学官交流や人材育成などの支援事業を一貫して行う機関として設立された。長野県内における地域産業資源を活用しつつ、産学官連携を主要な手段として、技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進し、「モノづくり Nagano」をサポートする各種事業を行っている。

テクノ財団の活動拠点は、長野県イノベーション推進本部と、5つの地域センターに分けることができる。長野県イノベーション推進本部は、新事業企画室（本部：長野市）、ナノテク・国際連携センター（本部：長野市）、メディカル産業支援センター（松本市）の3部署から成り、長野県の企業の国際競争力を強化するためのイノベーションを促進するために、産学官連携したプロジェクトを企画し推進している。地域センターは、善光寺バレー（長野市）、浅間テクノポリス（上田市）、アルプスハイランド（松本市）、諏訪テクノレイクサイド（諏訪市）、伊那テクノバレー（伊那市）の5つから成り、産学官のネットワークを生かし、技術革新のための研究会の開催や、共同研究コンソーシアムづくり、人材育成などのサポートを行っている。



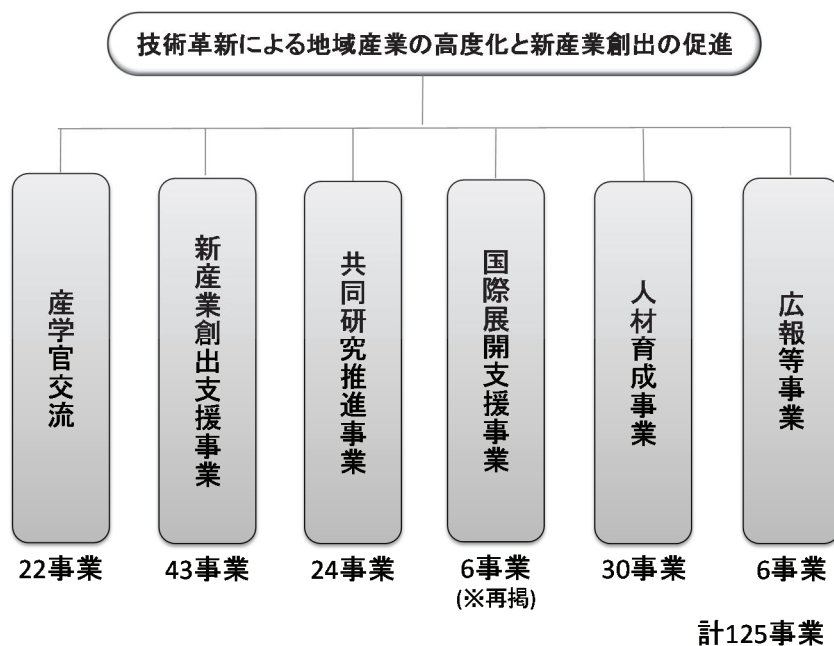
② 組織図



(出典:長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

③ 事業体系

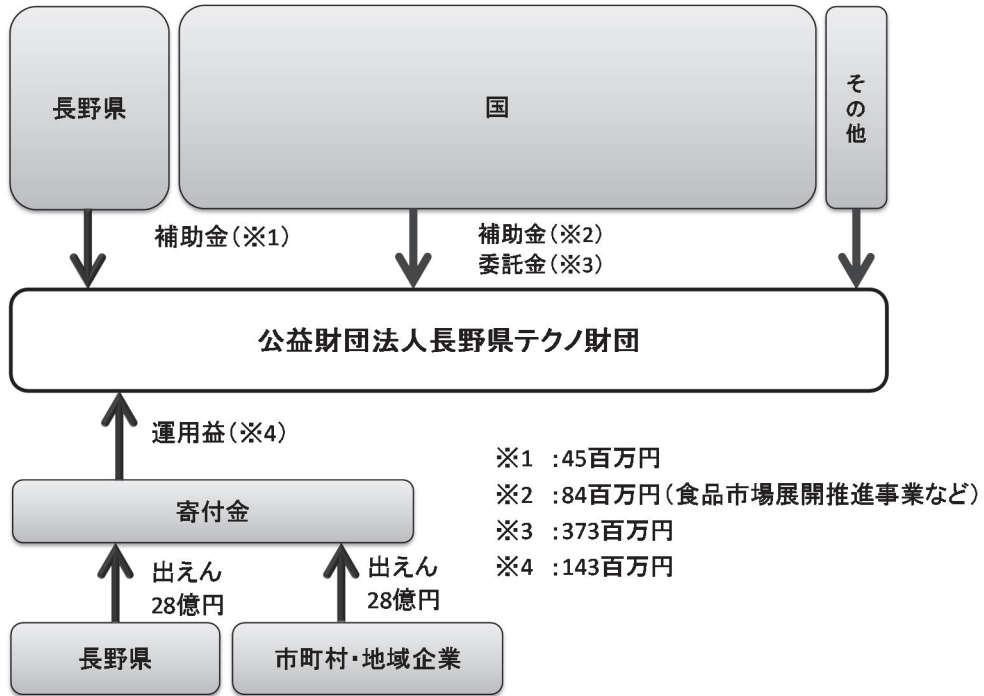
平成 25 年度は「技術革新による地域産業の高度化と新産業抄出の促進」というテーマの下、下記の 6 つの分野について事業を行った。事業数は合計 125、参加者の延べ人数は 20, 547 名である。



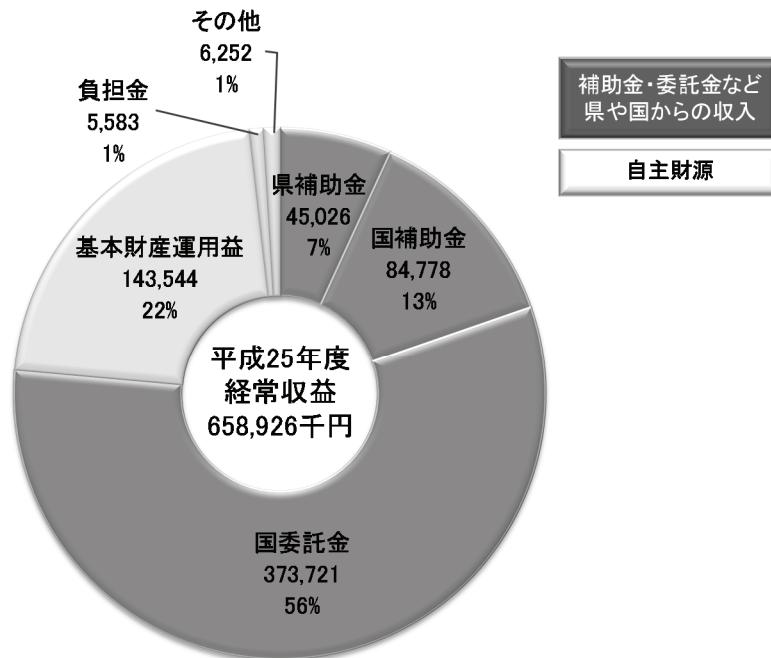
(出典:長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

④ 事業費の財源と内訳

テクノ財団の事業推進のための事業費、管理費は、主に県のほか国庫からの補助金、事業の受託収益及び自己の財産運用益で賄われている。



【財源内訳】



(長野県テクノ財団平成25年度事業報告・決算書より監査人作成)

テクノ財団は、県の推進する主要施策である「信州をけん引するものづくり産業の振興」を支えるため、産学官連携による研究開発の企画・実施や研究開発成果の早期事業化を支援するための「産学官連携推進事業」を中心に事業を実施している。

平成 25 年度の補助金の内訳は次のとおりであった。

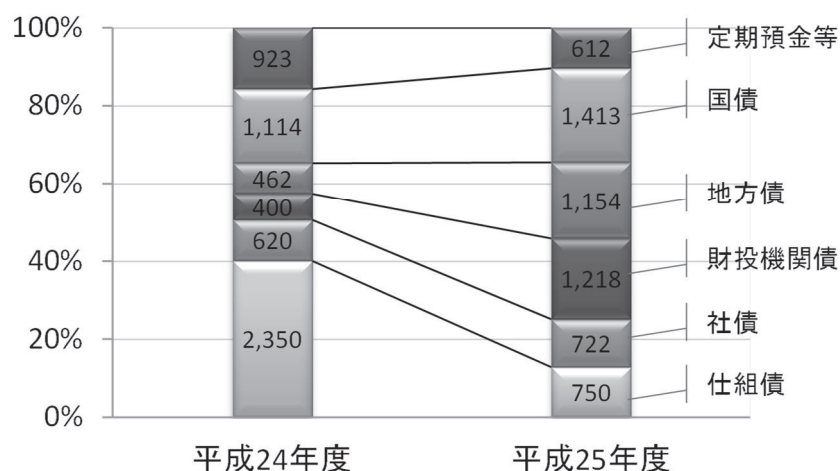
(単位:千円)

交付者	補助金の内容	金額
長野県	産学官連携推進事業補助金	21,637
	産学官連携拠点発展型シーズ育成支援事業補助金	4,000
	次世代リーディング産業創出支援事業補助金	19,389
文部科学省	地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	76,977
関東経済産業局	中小企業海外展開総合支援事業補助金	5,397
	地域企業立地促進等事業費補助金	2,403
補助金合計		129,804

※上表塗潰しは、長野県の事業である。

⑤ 資産の運用状況

基本財産の運用状況



(出典:長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

テクノ財団は上記「④事業費の財源と内訳」に記載のとおり、県、市町村及び地域企業からの出えんに基づく基本財産を運用し、その果実をもってその事業費に充てている。平成 24 年度末及び平成 25 年度末の基本財産の運用状況は上図のとおりである。

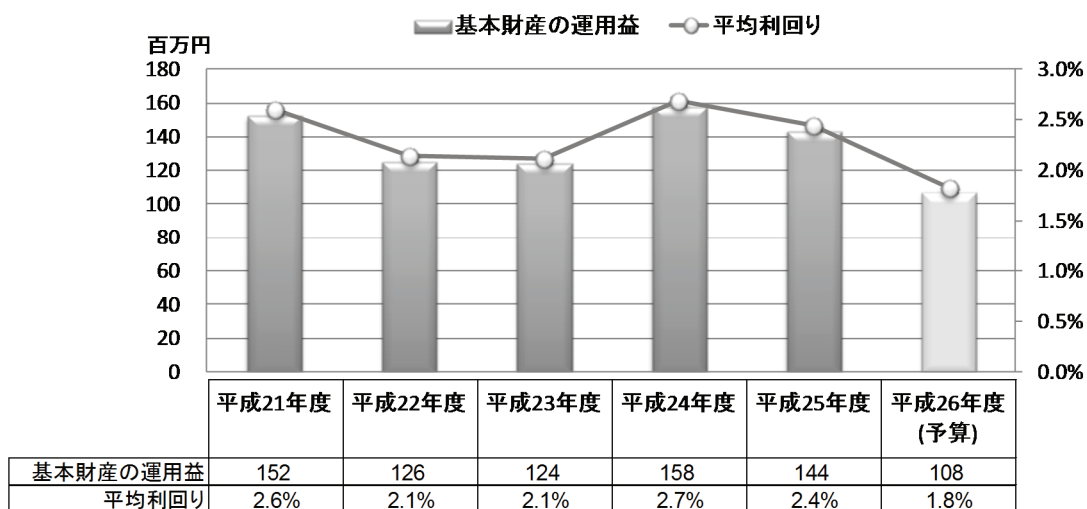
基本財産の運用利回りは、経常的に年間 2.0%を超過(金額ベースでは、約 150 百万円の事業費財源が確保)し、国債の平均利回りを大きく上回るパフォーマンスを維持している。

これは、元本毀損のおそれのない仕組債等から利息収入によるところが大きいのが、運用にあたっては、同財団の定める運用規則に基づき資産運用委員会の合議により決定している。平成 26 年度の予算が低減しているのは、仕組債の早期償還が進む状況のもと、平成

23 年度の包括外部監査の結果報告を受けて現在はこのような金融商品での資金運用をすべて制限していることによる影響である。

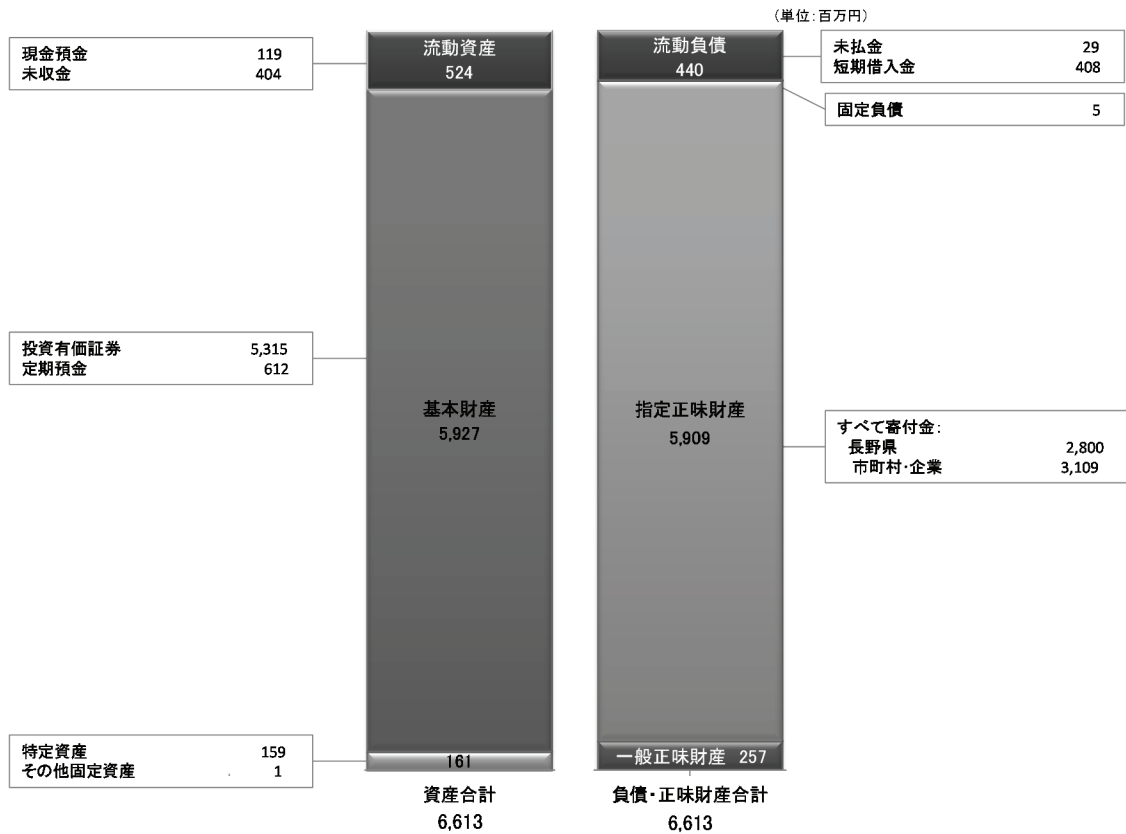
最近 5 年間の運用利回りは次のとおりである。

基本財産の運用実績

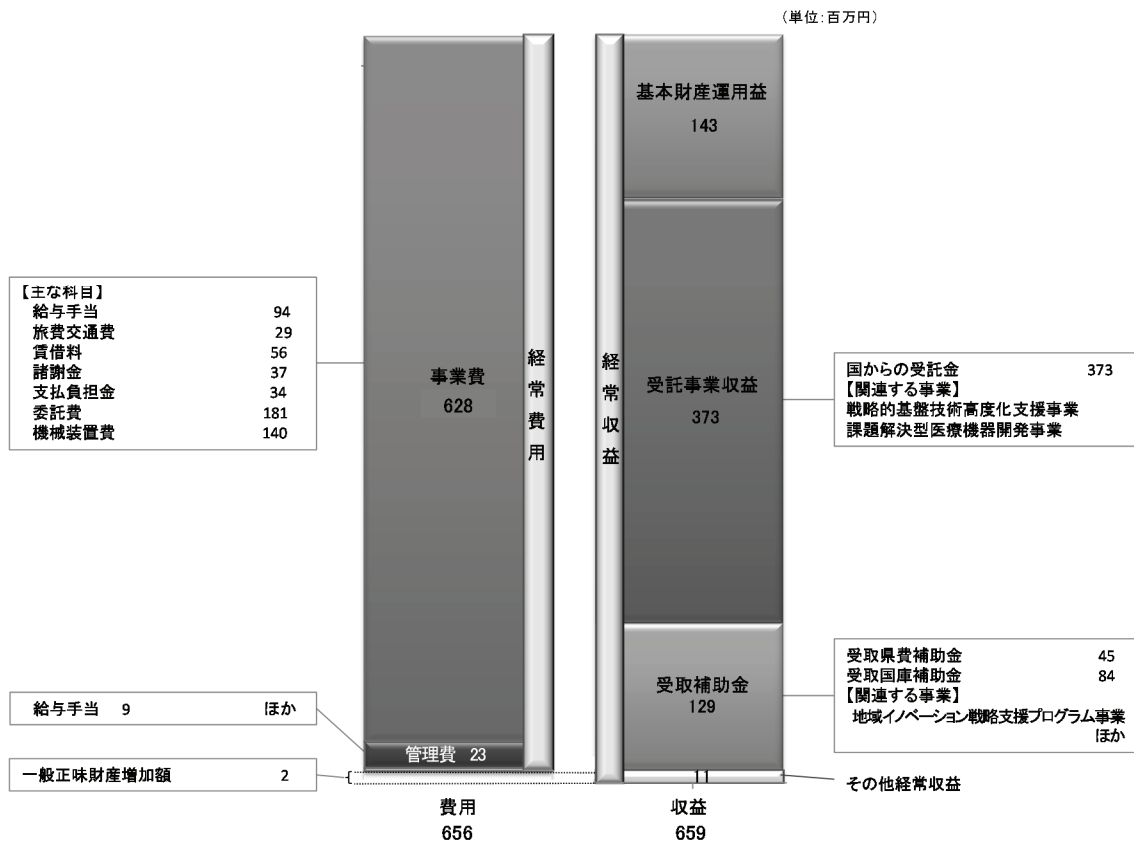


⑥ 財政状態及び正味財産増減の状況

1) 要約貸借対照表



2) 要約正味財産増減計算書



※ 上図記載の金額は、百万円未満を切り捨てている。

(長野県テクノ財団 平成25年度事業報告・決算書より監査人作成)

⑦ 監査の結果と意見

1) 基本財産受取利息の計上区分について(意見)

テクノ財団においては、基本財産として定めている投資有価証券のうち、償却原価法を適用している銘柄にかかる償却額及び受取利息相当額について、正味財産増減計算書上の指定正味財産増減の部（③基本財産運用益）に計上したうえで、一般正味財産の部へ振替える会計処理を行っている。

正味財産増減計算書		(単位:円)
I 一般正味財産の部		
経常増減の部		
経常収益		
基本財産運用益	143,544,943	
特定資産運用益	21,018	
受取補助金等	129,804,131	
事業収益	373,721,025	
受取負担金	5,583,000	
受取寄付金振替額	690,000	
雑収益	5,562,312	
経常費用		
事業費	628,953,492	
管理費	23,836,897	
経常外増減の部		
経常収益	0	
経常外費用	3,897,343	
経常外増減額	△ 3,897,343	
当期一般正味財産増減額	2,238,697	
一般正味財産期首残高	255,445,045	
一般正味財産期末残高	257,683,742	
II 指定正味財産増減の部		
①基本財産評価益	0	
②基本財産評価損	6,944,000	
③基本財産運用益	35,629,993	
④一般正味財産への振替額 寄付金振替額	△ 690,000	
一般正味財産への振替額	△ 39,512,964	
当期指定正味財産増減額	△ 11,516,971	
指定正味財産期首残高	5,920,798,468	
指定正味財産期末残高	5,909,281,497	
III 正味財産期末残高		
	6,166,965,239	

(長野県テクノ財団平成 25 年度事業報告・決算書より監査人作成)

これは、公益法人会計基準の注解（注 11）「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。」の規定に基づき会計処理されたものである。

しかしながら、上記注解（注 11）の趣旨は、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券」について、貸借対照表上、資産の部に計上される「指定正味財産を

財源とする資産（基本財産・特定資産）の金額」と正味財産の部に計上される「指定正味財産の金額」を一致させて、両者の対応関係を明らかにしているものであるとされている。

テクノ財団における上記投資有価証券は、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券」ではなく、寄付金として受け入れた現金及び預金によって購入した有価証券に該当するため、上記注解（注 11）に規程される有価証券ではないため、この規定の適用はないことになる。

以上のとおり、本来であれば、上記の償却額及び受取利息相当額については、正味財産増減計算書上の一般正味財産の部（基本財産運用益）に計上すればよいことになり、会計処理方法を修正する必要がある。

ただし、上述したとおり、指定正味財産増減の部から一般正味財産の部へ振替える会計処理が行われていることから、結果として、実質的な問題は生じていないものと思料する。

(2) 事業の概要と主な事業

① 産学官交流事業

企業、大学、行政、金融など様々なセクターの人や情報が自由に行き交う「産学官ネットワーク」の構築を支援している。

【主な事業】産学官金連携支援事業

長野県に次世代リーディング産業を創出するためには、経済産業省や文部科学省等の提案公募型制度を活用した、産学官連携による地域先導型研究開発プロジェクトの円滑な企画・運営が必要である。信州大学との連携による「長野県広域コーディネータ連携会議」や、財団内のコーディネータの資質向上を図る「財団内コーディネータ連携会議」を開催し、産学官金関係機関による連携を進めている。

② 新産業創出支援

県内企業による、成長が期待できる新産業分野への進出活動を活性化するため、グローバルな視点から、関連産業・技術の動向調査、市場ニーズと技術シーズのマッチング、新規技術シーズの応用研究会などを行っている。

【主な事業】次世代リーディング産業創出支援事業

産業振興戦略プランにおいて、次世代産業と位置付けられている「健康・医療」「環境・エネルギー」「次世代交通」について、新しい産業の創出を支援している。

③ 共同研究等支援

本県産業の新分野進出、国際競争力強化等を支援するため、提案公募制度を活用した地域先導型の産学官連携研究開発プロジェクトを企画・運営している。

【主な事業】

1) 研究開発費獲得支援事業

研究開発等支援制度説明会を開催し、長野県や(公財)長野県中小企業振興センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構(JST)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)など、中小企業の研究開発を支援している各団体がそれぞれの支援制度を説明する機会を設けたり、個別相談会を開催している。

2) 技術シーズ育成事業

市場競争力を有する新技術・新製品の立ち上げを目指す産学官連携研究開発プロジェクトをコーディネートするとともに、このプロジェクトの提案公募制度での支援を獲得することにより、実用化に向けたより大型のプロジェクトへの展開を計画する。また、これに必要な事前調査、実験、施策等に要する経費を支援している。

平成25年度は以下の3件について支援を行った。

【技術シーズ育成事業の実施状況】

No	テーマ名	研究会名	担当部署
1	高硬度新素材の実用切断技術の確立と生産性向上	高硬度新素材の切断技術開発研究会	善光寺バレー
2	小型サイクロイド減速機の高効率化研究開発	HER研究会	アルプスハイランド
3	MICS(低侵襲心臓手術)鉗子先端部の単一素材加工技術の開発	MICS鉗子研究会	メディカル産業支援センター

(出典：長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

3) 地域研究開発促進拠点支援(RSP³⁰)事業

2) の技術シーズのさらに前段階である研究テーマの育成であり、将来の国の研究開発プロジェクトに公募する可能性のある研究テーマをめざしている。平成 25 年度は以下の 6 件について支援を行った。

【RSP事業の実施状況】

No	テーマ名	研究会名	担当部署
1	高張力鋼板を用いた難加工自動車部品の順送プレス加工技術確立に関する研究	高張力鋼板塑性研究会	アルプスハイランド
2	空中超音波ドブラシステムによるウロダイナミクス計測の技術開発	ウロダイナミクス計測機器開発研究会	メディカル産業支援センター
3	醤油および味噌の醸造に利用可能なバクテリオシン産生乳酸菌の探索	酵母・乳酸菌の新しい利用方法を考える研究会	新事業企画室
4	触媒によるCFRP複合材の分解と部分成形技術開発	複合材修理とリサイクル技術研究会	善光寺バレー
5	プラズマ計測制御ソフトウェアの技術開発	プラズマ計測制御技術研究会	善光寺バレー
6	太陽電池モジュールの故障診断システムの開発	太陽電池性能計測技術研究会	諏訪テクノレイクサイド

(出典：長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

【監査の結果及び意見】

ア 委託事業費の会計処理について(指摘)

当事業は、具体的な研究テーマが生じた時点から 1 年間の研究事業を委託しているため、全ての事業において、年度末である 3 月 31 日をまたぐ研究開発期間となっているが、受託者の資金繰りを補助する目的から委託契約時に委託料の全額を概算払いしており、当該概算払い金については、概算払い時に、全額「委託費」として費用計上している。

公益法人会計基準では、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。」と規定されており、いわゆる発生主義³¹による費用の認識が求められる。上記事業の場合、費用が発生する時期は、研究事業の終了、すなわち研究完了報告及び当該研究報告内容が適正であると認められた時期であり、概算払い時に全額費用処理を行うことは望ましい会計処理ではない。

以上より、概算払い時には、例えば前払金等、資産計上を行い、研究事業終了年度で費用認識を行うよう会計処理を改める必要がある。

³⁰ RSP とは、「Regional Science Promoter」の略。

³¹ 発生主義とは、現金の収入や支出に関係なく、経済的事象の発生または変化に基づきその時点で収益または費用を計上しなければならないとするもの。

4) 提案公募型等研究開発プロジェクト推進事業

国の提案公募等制度を活用し、補助金を得て産学官が連携して研究開発を行っている。公募は高確率で採択されており、中には非常に競争率が高い分野で予算を獲得している例もある。平成26年3月31日現在、国の提案公募制度を活用した研究開発プロジェクトは以下のとおりである。

【国の提案公募制度を活用した研究開発プロジェクトの実施状況】

No	テーマ名	事業期間	担当部署
1	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 セル配向制御のための最新金型技術の実用開発	H24～26	善光寺バレー
2	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 発酵活用でリンゴ加工残渣のキノコ培地化と廃培地の高機能飼料化	H24～26	善光寺バレー
3	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 鉛フリーの無着色・低光弾性の高屈折率レンズの開発	H23～25	浅間テクノポリス
4	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 微細パンプ形成用ナノパーティクルデポジション装置及び微細パンプ 接続応用技術の開発	H23～25	諏訪テクノレイクサイド
5	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 超音波プレス加工を用いた医療機器の実用化	H24～26	諏訪テクノレイクサイド
6	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 電気自動車向けIGBT用高性能ヒートシンク成形用金型の開発	H24～25	伊那テクノバレー
7	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 温間複合順送プレス加工技術による難加工材の高効率生産技術開 発	H24～26	伊那テクノバレー
8	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 光波長測定装置用小型波長掃引光源モジュールの開発	H25～27	浅間テクノポリス
9	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 SUS304超塑性効果を利用したナノ精度マイクロ部品の加工技術開発	H25～27	諏訪テクノレイクサイド
10	【戦略的基盤技術高度化支援事業】 高輝度LED用フォトニッククリスタルを形成するインプリントモールド (金型)の研究開発	H25～27	諏訪テクノレイクサイド
11	【課題解決型医療機器等開発事業】 界面制御CNTコンポジット材料を用いた高機能人工関節の安全性の 開発	H24～25	メディカル産業支援センター

(出典:長野県テクノ財団作成「新産業創出への挑戦」)

④ 人材育成

県内企業における新技術・新製品の研究開発や、事業活動のグローバル化を主導できる人材等の育成に資する事業を展開している。

【主な事業】 グローバル展開実践カレッジ

研究開発を行う技術者自身が、それぞれの専門分野に適した英語による技術提案力を高めるためのプレゼンテーション指導や、すでにグローバルに展開している様々な専門家を招聘してのセミナー、グローバル展開に必須となる実践講座をシリーズ化して実施している。

⑤ 国際展開支援

県内企業の国際競争力の向上と海外市場への展開のサポートを行っている。

【主な事業】MOU締結関係機関等との国際的産学官連携の推進事業

MOU³²を締結したウィンテック参画機関と連携し、国際的な技術シーズ&ニーズの調査に取り組んでいる。また、テクノ財団とこれまで交流を深めてきたベネトナノテクが主催する Nanotech ITALY2014 への出展や、MOUを締結しているフランス・オートサボア県地域の関係機関及び同地域内企業との技術交流等も実施し、県内企業の国際展開を支援している。

(4) テクノ財団全体に対する監査の結果及び意見

① テクノ財団の事業運営にかかる財源について(意見)

テクノ財団のミッションは、産業振興戦略プランの重点プロジェクトである、「国際的産学官連携による次世代リーディング産業の創出支援」にある。すなわち、同プランの目指す産業分野である、「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」をけん引するトップランナー（中核企業）の更なる成長を促進することにある。そのためには、大きな財源が見込める、国（主に経済産業省、文部科学省）の提案公募制度を活用し県内企業の研究開発活動を促進することが不可欠となる。

テクノ財団においては、技術シーズの発掘、研究開発活動支援、コーディネート支援や申請支援といった事業の実用化・事業化に向けた積極的な企業支援を行い、国の提案公募制度の採択率も極めて高い水準にある。こうした状況は、テクノ財団の財源のうち、実に7割が国からの受託事業収益、補助金収益が占めていることから伺える。

国の公募制度の採択のためには、優れた研究プロジェクトであることはもちろんのこと、実務的には、申請手続きやプレゼン力といった事務的な要素が重要であり、応募に至るまでの様々な事務費を自主財源で賄う必要がある。こうした事務処理にはそれ相応の実務経験が必要でありそうした人材の確保が必要不可欠となるが、これを民間において経験することは難しく、例えば、国に対する補助金等の申請事務を自治体等で経験した人材が担当することが望ましい。この点、財源の制約もあり、現状、職員数 53 名のうち県職員は4名に止まっている。

また、当財団は、高利回りが期待できる仕組債を運用先のポートフォリオに組み込んでいたが、平成 23 年度の包括外部監査の指摘により、新規運用にあたってはいかなる仕組債であってもその購入を停止している。その結果、今後は平均利回りの低下（2.45%（平成 25 年度）⇒推計 1.5%）による自己収入の減少（約 55 百万円）が懸念されている。

今後も継続的に中小企業支援策を推進していくためには、補助金等交付が実施される前段階における、国の公募制度に申請するまでの支援が重要になる。そのためには、自主財源の確保が課題となるが、現状においては次の制約がある。

³² MOU は、Memorandum Of Understanding の略。行政機関等の組織間の合意事項を記した文書をいう。

ア 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」により、派遣職員に関して県が負担できない諸手当については、財団が負担しなければならない(中小企業振興センター「③中小企業振興センターの運営財源について」109 ページ参照)。

イ 基金の運用先が限定的であり、運用益による自己収入の確保が困難である。

このような環境の下、テクノ財団の方向性について現状維持なのか拡大させていく方針なのか、県としてのスタンスを明確にする必要がある。その上で、テクノ財団による上記の様な取組をより強力に推進していくのであれば、自主財源の確保の方向性を含め検討する必要がある。

アについては、組織の在り方、人材や運営財源の確保、実施する事業の内容等について今後検討していく必要がある。

イについては、こうした自己収入の減少に合わせ、県から財団に対する補助金の増加を検討する必要がある。また、元本保証されているなど元本毀損リスクの少ない仕組債なども、適切なヘッジ（例えば、参照指数がどちらに動いたとしても一定の利回りを確保できるようにする、為替レートであれば、複数通貨を対象にする 等）効果を検討するとともに、投資比率を一定の水準以下に抑える等、リスクを最小限に抑えるための適切な管理体制を構築することを前提に、ある程度資金運用の多様性をテクノ財団に認めていくことも検討すべきである。

3. 工業技術総合センター

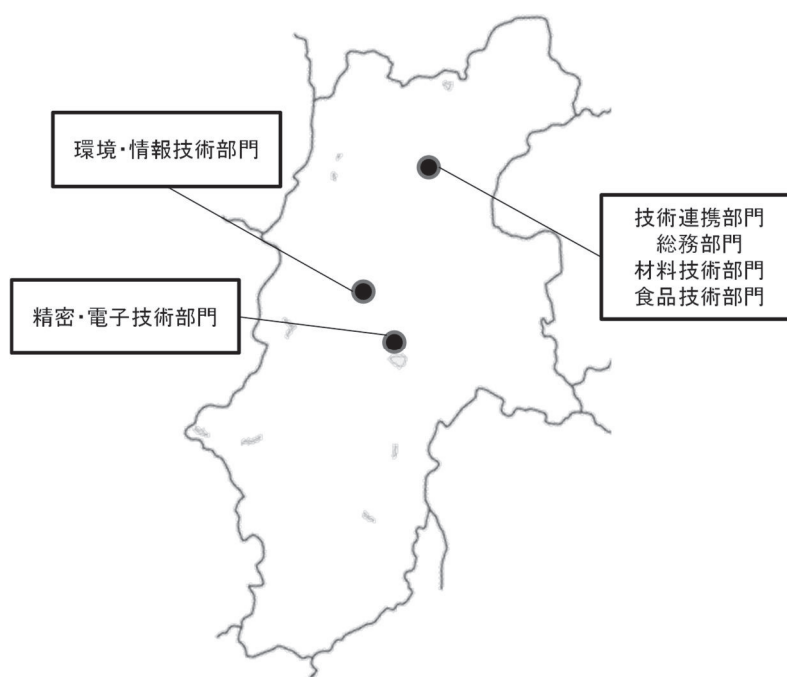
(1) 概要

① 工業技術総合センターの使命

工技センターは、長野県産業の中核的技術支援拠点として、技術相談、依頼試験、施設利用、研究開発、人材育成等の事業を通じて、長野県産業の強みとこれまでの技術蓄積を活かし、国際競争力を発揮する次世代産業の創出、基盤技術の高度化を支援するとともに、長野県の地域資源を活用した高付加価値な地域ブランドの創出等に努め、地域経済の活性化、雇用の確保、真に豊かな地域社会の形成に貢献することを使命としている。同様の工技センターは各県にも存在するが、産業規模が大きい東京都、愛知県、大阪府に続いて100名以上の技術職員を擁する等、県の工技センターは他の県の同様の組織と比べて規模が大きい。

工技センターは産業振興戦略プランや「しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）」に従って事業推進方針、事業計画を立案しており、重点事業としては、研究開発型企业への転換支援、地域資源活用型高付加価値産業の創出支援、しあわせ信州食品開発センターの整備がある。工技センターは日々の技術相談を起点として、技術動向調査や分野別調査研究会を実施することにより、業界の技術動向や企業のニーズを把握し、また、特別研究や職員研修、設備の更新・拡充や支援機関・大学・産業技術総合研究所・他県等の連携等により設備や人的支援能力の向上を目指している。

工技センターの沿革は大正6年に長野県上田市に長野県染織指導所を設置したところから始まっているが、平成17年に長野県情報技術試験場、長野県工業試験場、長野県精密工業試験場及び長野県食品工業試験場を統合して工技センターを設置し、現在では技術連携部門・総務部門・材料技術部門・食品技術部門を長野市に、精密・電子技術部門を岡谷市に、環境・情報技術部門を松本市に、それぞれ設置している。



(工業技術総合センターホームページより監査人が作成。)

② 主な業務内容

1) 技術相談

新材料・新技術の導入、生産技術の向上、その他技術上の様々な問題について、各分野の職員が蓄積された技術や文献等の情報に基づいて相談に対応する（無料）。

2) 依頼試験

企業からの依頼に応じて工技センター保有機器を使って各種の試験を実施する（有料）。結果の提供だけでなく、解析・評価の相談にも応じる。

3) 施設利用（機器貸付）

製品の開発や評価等のために工技センターの施設・機器を開放する（有料）。

4) 研究開発

企業の技術力の向上のため、各種の研究開発を行い、技術の普及に努める。企業等の要望により、共同研究や受託研究（有料）も実施する。

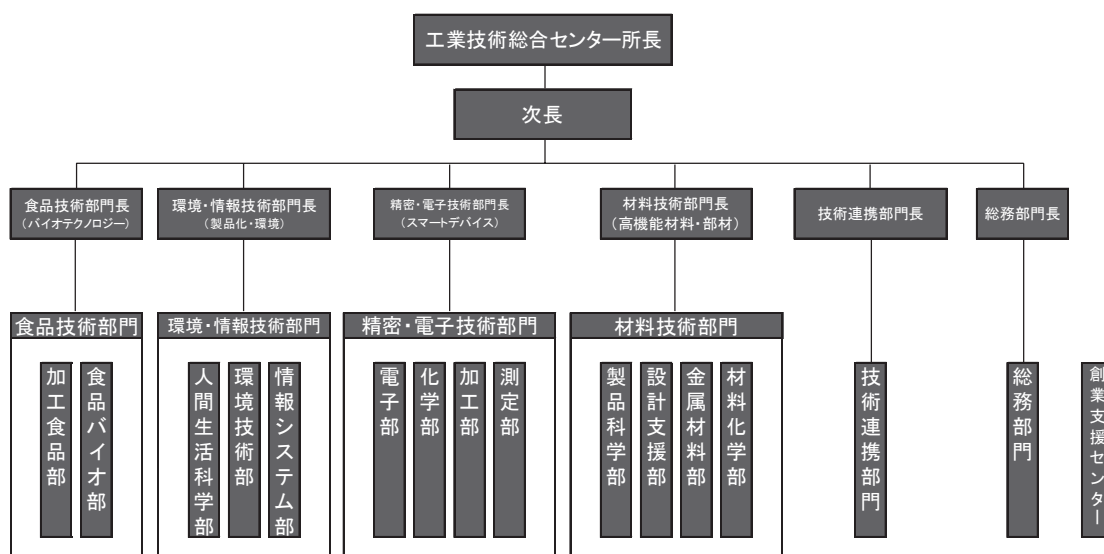
5) 人材育成

技術講習会、技術者研修、各種研究会、研究成果発表会等を開催し、中小企業の人材育成を支援する。

6) その他

研究報告書の発行、ウェブページの運営等により技術情報を提供する。

③ 組織概要



部門・部	主な業務	職員数
技術連携部門	試験研究及び支援に係る企画及び調整 産業技術の開発に係る産学官連携	5名
総務部門	庶務及び会計	4名
材料技術部門	無機材料及び有機材料、金属材料、設計及び 生産システム技術、工業製品の性能評価に関 する試験研究及び支援	29名
精密・電子技術部門	精密測定及び光学測定、精密加工技術、化学 分析及び表面処理、電気計測、電子機器に関 する試験研究及び支援	41名
環境・情報技術部門	情報システム技術、低環境負荷製造技術及び 環境調和型製品開発、デザイン開発技術、人 間工学技術、繊維技術、木製品、生活科学に 関する試験研究及び支援	23名
食品技術部門	食品バイオテクノロジー、加工食品及び食品生 産技術に関する試験研究及び支援	19名
所長・次長		2名
計		123名

(出典:工技センター「平成25年度業務報告」)

工技センターは、工業技術に関する試験研究及び支援を実施していることから、平成26年3月31日現在の職員全123人(うち兼務1人)のうち、技術職員が101人在籍しており、技術職員は新材料・新技術の導入、生産技術の向上、その他技術上の様々な問題に対応するために、特別研究・共同研究・受託研究・経常研究を行う傍ら、学会・協会誌等や学会・協会等講演で研究成果を発表している。その結果、外部の機関から表彰を受ける職員もいるが、優秀な研究・支援を行った職員を工技センターとして表彰する制度はない。

【監査の結果及び意見】

1) 職員のモチベーション向上策について(意見)

工業技術に関する試験研究及び支援を実施している工技センターでは高い研究力・技術力を保有する技術職員は活動の源泉である。技術革新が激しい現在では技術職員は同センターの研究業務に従事するだけでなく様々なかたちでの研鑽が必要であり、研究力・技術力の向上には高い動機づけが必要である。高い動機づけがない場合には研究力・技術力の高い技術職員が同センターから流出し、同センターの研究力・技術力が低下することも考えられる。

優秀な研究・支援を行った職員を表彰する制度を工技センターで導入するなど、技術職員が高い研究力・技術力を維持・向上するための動機づけとなる方策を実施すべきである。

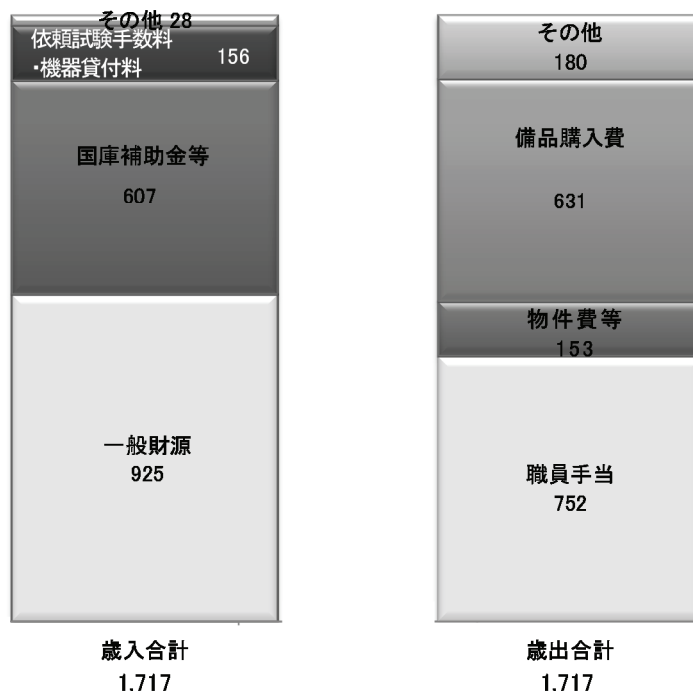
④ 決算額

(単位:千円)

科目	決算額	科目	決算額
1事業収入	177,433	1職員給与・手当	752,857
(1)依頼試験手数料	113,948	2報酬等	36,452
(2)機器貸付料	42,056	3物件費等	153,371
(3)受託事業等	21,427	4委託料	78,291
2補助金	607,617	5使用料及び賃借料	57,233
(1)国庫補助金	587,037	6工事請負費	7,035
(2)団体からの補助金	20,580	7備品購入費	631,415
3その他	6,855	8その他	1,170
小計	791,906		
4一般財源	925,921		
合計	1,717,827	合計	1,717,827

(出典:工業技術総合センターの業務と支援事例)

(単位:百万円)



※ 上図記載の金額は、百万円未満を切り捨てている。

工技センターの歳出の多くは、一般財源及び補助金により賄われており、事業収入は全体の1割程度に過ぎない。

歳出の内訳としては職員給与・手当が4割超と最も大きな割合を占めている。また、備品購入費が4割弱と次いで大きい。平成25年度は、政府による経済対策の一環として交付された「地域の元気臨時交付金」を活用した県補正予算による設備取得があったことにより、例年よりも多額（例年の10倍程度）に計上されていることによる。

(2) 工業技術総合センターの業務概要と監査の結果及び意見

次に、工技センターの業務ごとに、その概要と監査の結果及び意見を記載する。

① 技術相談

工技センターは工業技術に関する試験研究及び支援を行うために技術相談を行っている。技術相談とは、新材料・新技術の導入、生産技術の向上、その他技術上の様々な問題について、各分野の職員が蓄積された技術や文献等の情報に基づいて企業からの相談に対応することであり、無料で行っている。

平成 25 年度における技術相談の実施状況は下記のとおりである。

	計画件数	実績件数	達成率
平成 25 年度	13,500 件	14,410 件	107%

また、平成 25 年度における相談区分別、部門別の実施状況は下記のとおりであり、材料技術部門での利用が多い。

相談区分	実績件数
環境	167 件
技術開発	2,905 件
生産技術	2,954 件
その他	8,384 件
合計	14,410 件

部門	実績件数
材料技術部門	6,850 件
精密・電子技術部門	3,756 件
環境・情報技術部門	2,149 件
食品技術部門	1,655 件
合計	14,410 件

利用企業の従業員規模別件数で見ると 6,595 件が従業員規模 100 名未満の企業の利用となっており、約 46%を占め、小規模の企業では解決できない技術上の課題の解決に活かされていることがわかる。

技術相談は企業の技術動向や技術上の様々な問題を把握するために重要であり、工技センターは技術相談を手がかりに、必要に応じて依頼試験や施設利用、研究開発など同センターの他の業務につなげている。また、技術相談を行った際には、企業名、業種、実施日、支援相談内容等の情報を技術相談入力システムに登録している。

【監査の結果及び意見】

1) 技術相談内容の分析及び有効活用について(意見)

技術相談は企業の技術動向や様々な問題を把握するために重要な手段であり、それらを把握することにより工技センターが取り組むべき課題・業務を検討することが可能である。しかし、工技センターは技術相談、依頼試験、施設利用（機器貸付）等の内容をデータベース化した技術相談入力システムを構築しているものの、課題・業務の検討のための当システムのデータの分析が行われていないため、同センターの運営にこれらのデータが十分に活かされていない。

技術相談については、環境・技術開発・生産技術・その他といった「区分」の他に「企業名（工場名）」「業種」「方法」「技術分類」「相談内容」を入力し、また、依頼試験や施設利用（機器貸付）の際の相談も入力することとされていることから、技術相談入力システ

ムのデータを利用することにより企業の動向等は十分に把握することが可能である。工技センターは技術相談入力システムのデータの分析を行うなど、同センターが取り組むべき課題・業務を検討することができるよう、同システムを有効に活用すべきである。

② 依頼試験

工技センターでは企業からの依頼に応じて同センターで保有する機器を使って各種の試験を実施（有料）し、結果の提供だけでなく、解析・評価の相談にも応じている。

平成 25 年度における依頼試験の実施状況は下記のとおりである。

	計画件数	実績件数	達成率
平成 25 年度	24,500 件	27,659 件	113%

また、平成 25 年度における部門別の実施状況は下記のとおりであり、材料技術部門と精密・電子技術部門での利用が多い。

部門	実績件数
材料技術部門	11,112 件
精密・電子技術部門	13,059 件
環境・情報技術部門	1,347 件
食品技術部門	2,141 件
合計	27,659 件

利用企業の従業員規模別件数で見ると従業員規模が 100 名未満の企業の利用が 9,925 件で約 36%を占めている。小規模の企業では実施できない試験を利用しやすい料金で利用でき、企業の製品や評価等のために活用されていることがわかる。

③ 施設利用(機器貸付)

工技センターでは製品の開発や評価等のために同センターで保有する施設・機器を有料で貸し出している。

平成 25 年度における施設利用（機器貸付）の実施状況は下記のとおりである。

	計画件数	実績件数	達成率
平成 25 年度	12,000 件	12,467 件	104%

また、平成 25 年度における部門別の実施状況は下記のとおりであり、材料技術部門と精密・電子技術部門での利用が多い。

部門	実績件数
材料技術部門	4,497 件
精密・電子技術部門	5,881 件
環境・情報技術部門	928 件
食品技術部門	1,161 件
合計	12,467 件

利用企業の従業員規模別件数で見ると、4,909件が従業員規模が100名未満の企業の利用であり、約39%を占めている。小規模の企業では購入できない高価な機器を利用しやすい料金で利用でき、企業の製品の開発や評価等のために活用されていることがわかる。

【監査の結果及び意見】

1) 施設利用(機器貸付)に関する貸付要領等の提示の必要性について(意見)

現在、工技センターの施設を利用させる場合、貸付契約を取り交わしたり、機器貸付に関する貸付要領等を用意し、その貸付要領等を利用者に閲覧させたりはしていない。

施設利用(機器貸付)にあたり貸付契約を取り交わしたり、施設利用(機器貸付)に関する貸付要領等を用意しない場合、機器の利用により利用者が傷害を負った場合や利用者が機器を毀損したりした際の責任の所在が不明確となり、前者の場合は工技センターが過大な負担をしいられ、後者の場合は利用者に損害賠償を求めることが困難になることが考えられる。

機器貸付にあたり機器貸付に関する貸付要領等を用意し、利用者に閲覧させることで、機器の利用により利用者が傷害を負った場合や利用者が機器を毀損した場合の責任の所在を明らかにすべきである。

④ 研究開発

工技センターは技術的・経済的波及効果の大きな研究開発を推進し、企業の新技术・新製品開発、新分野開拓を促進するために、同センター単独でまたは企業等と共同で様々な分野の研究開発を実施している。研究開発事業の概要は次のとおりである。

制度名	内容	費用負担
特別研究	戦略的技術支援領域における産業創出を目的に工技センターの技術シーズを育成する研究を行い、開発プロジェクト等の提案を目指す	工技センター
共同研究	企業が抱える技術的課題について、工技センターが企業と共同で研究する	企業と工技センターが契約に基づいて研究費を負担
研究開発型企业育成事業	下請型・受託加工型企业に対する、次世代産業分野の技術シーズの提案から研究開発の企画・実施、試作までの一貫支援を行う	同上
課題解決共同研究(受託研究)	企業独自では解決が難しい技術的課題について、工技センターが企業から受託し研究を行う	委託企業が研究費を負担
研究員派遣技術開発支援	企業からの要請に基づき、技術職員を派遣し、企業の現場において共同で研究開発を行う	1日につき 11,000 円
経常研究	企業が共通に抱える技術課題の解決や、今後の提案公募研究への発展に必要な研究に取り組む	工技センター

上記のうち特別研究について平成 25 年度の研究題目は下記のとおりである。

- 金属ガラス複合材料の製造プロセスに関する研究
- 結晶特性を考慮した超精密加工に関する研究
- 三次元皮膚モデルによる機能性素材の評価

研究開発の結果、工技センター単独でまたは企業等と共同で特許を出願し、特許を登録しており、平成 25 年度では特許登録されているものは 32 件、特許出願されているものは 33 件である。

【監査の結果及び意見】

1) 特許権の有効利用について(意見)

特許権の出願・登録は研究成果を不当に工技センターや共同研究の相手である企業等以外に利用されることを防止するために行われているが、例えば、共同研究の相手先が研究成果を事業に活用していない場合には特許が有効に利用されていないことになる。

共同研究の相手先が研究成果を事業に活用していない場合には他の企業や大学、研究機関等に特許権をライセンスするなど、工技センターが保有している特許の有効利用を最大限はかるべきである。

⑤ 研究開発型企業育成事業

工技センターでは、産業振興戦略プランに基づき、次世代産業技術開発推進本部を創設し、下請型・受託加工型企業の提案型・研究開発型企业への転換を支援し、グローバル経済に対応した次世代産業分野への進出を促進している。

具体的には、同本部に設置した、グリーンファクトリー、健康産業クリエーション、次世代トランスポーター、高機能部材の4つの技術開発推進グループにおいて、産業分野に応じた研究会を開催し、平成25年度では計画で10研究会のところ、実績で10研究会が開催されている。また、同グループから生まれた事業化を目指す研究テーマについて、研究会の参加企業と共同研究を実施し、平成25年度では計画で10テーマのところ、実績で15テーマの共同研究が実施されている。

⑥ 地域資源製品開発支援センター事業

この事業の目的は、産業振興戦略プランに基づき、県内の特色ある地域資源を活用した製品開発について、企画段階から一貫した支援を行うとともに、製品の更なる高付加価値化を進め、他地域に対して優位性のある地域資源活用型産業の集積を加速することである。

この目的を達成するために工技センター内に「地域資源製品開発支援センター」を設置し、県内の中小企業等の相談に応じ、地域資源を活用した製品の商品化、高付加価値化を効果的に支援するために下記の事業を実施している。

- 企画から商品化までの総合プロデュース
- デザイン支援による感性価値の向上
- 新製品開発のためのワークショップ開催とプロジェクトの推進

事業費は平成25年度において当初予算が13,243千円のところ、決算では11,637千円であった。

平成25年度では食品(50件)や電気・機械(42件)の業種を中心に合計で139件の支援を行い、そのなかで全42件(約30%)が製品化に至っている。中小企業が比較的弱いとされているデザインやマーケティングなどに専門家の助言を行う等一貫して支援を行っていることで多くのケースで製品化に至っていると評価できる。

【監査の結果及び意見】

1) 地域資源製品開発支援センター事業による製品等のモニタリングについて(意見)

製品化されたものがどの程度市場で受け入れられ販売されているかについては、年1回製品化に至った事業すべてに追跡調査を実施しているものの、すべての企業から回答を得ているわけではない。また、回答があった企業についても売上数量や金額を把握していないケースや売上計画(数量・金額)がたてられていないケースも散見させる。

地域資源の活用は製品化自体を目的とするのではなく、製品化により中小企業等の業績が拡大することが目的であると考えられる。したがって、製品化による売上が把握できない状況では、地域資源製品開発支援センター事業が中小企業等の振興に寄与しているかを判断することはできない。

地域資源製品開発支援センター事業により製品化に至ったケースについて継続的に売上数量・金額を網羅的に把握し、売上数量・金額が当初の目標を達成しているかを把握すべきである。そのためには、工技センターが中小企業等に支援事業を行う際に継続的な売上数量・金額の報告を義務付ける仕組みなどを検討すべきである。

⑦ しあわせ信州食品開発センター整備事業

現在、工技センターの食品技術部門では、食品製造企業から持ち込まれた食品の分析評価機能を中心に行っている。しかし、食品技術部門に十分な試作開発機能がないため、企業が新しい食品を開発する際に、試作開発品の用途展開や開発スピードに限界があり、十分な支援ができていない。そこで、工技センターでは「しあわせ信州創造プラン」、産業振興戦略プランに基づき食品技術部門に「しあわせ信州食品開発センター」を整備し、新しい食品の試作開発支援機能を拡充強化することとしている。しあわせ信州食品開発センターの整備の目的は下記のとおりである。

- 信州食品産業の新たな機能性食品づくりの推進
- 農商工連携・6次産業化による信州農林業の高付加価値化の加速
- 健康長寿志向の食品、高齢者向けの食品づくりの促進

具体的には、本館1階を改修し、試作加工エリアを設けるほか、新館を新築し、1階に調理・展示・打合わせエリアを、2階にテイスティング(試食評価)エリアを設ける。平成25年度に実施設計(決算額14,910千円)を実施し、平成26年度に施設整備(当初予算額693,895千円)を実施する。

【監査の結果及び意見】

1) 6次産業化における他部局との連携について(意見)

農商工連携・6次産業化を推進するためには1次産業である農業との連携が必要である。しかし、工技センターはこれまで2次産業（工業）に従事する企業を対象としており、必ずしも1次産業である農業との連携は強くないため、連携を強化する必要がある。

1次産業である農業との連携を強化するためには工技センターと農政部との連携を強めるべきであり、例えば、農政部から同センターへの職員の派遣等の取り組みを検討すべきである。

(3) 収納事務の状況

① 依頼試験収入

企業からの依頼に応じて工技センターが保有する機器を使用して各種の試験を有料で実施している。

